

ネット販売向け商品画像の共用化に関する規約（第1版）

1. 総論

① 経緯

一般社団法人日本コンピュータシステム販売店協会（以下、JCSSA）のネット販売委員会では、ネット販売の現状を見たとき、ウェブサイトで使用する商品画像データのメーカーからの入手及びその手続きが、個別対応に頼っていることの非効率化・非迅速化等を問題とした。メーカー及び販売店においても、統一的なルールがないことによる弊害を解消すべきとの共通認識を有していた。この問題について、より効率的、簡易且つ正しい商品画像の共用化を目的に指針を考え、最低限の守りやすいルールを検討することになった。その結果を「規約」とし、JCSSA 会員各社をはじめとして、広く普及しようとするものである。

② 目的

JCSSA ネット販売委員会では、販売店がネット販売、また顧客への提案書に使用する商品画像をメーカーから入手するための手続きをルール化することにより、適切な質と量を兼ね備えた商品画像をタイムリーに入手できる環境の実現、及び顧客からのクレームを減らして、メーカーや販売店のトラブルやリスクを減らすことを目的として、商品画像共用化規約を作成する。本規約を遵守することにより、メーカーから商品画像の供給を受け、商品画像を提供する能力のある販売店及び、メーカーと直接の取引をしていない販売店が、メーカーの商品画像を効率的に入手することが可能となり、その結果として、中堅・中小企業のビジネス用途としての IT ネット販売市場の拡大・適正化とリスク低減を目指すこととする。

2. 定義

① 商品

本規約の対象となる商品は、特定の定めがない限り、後に定義するメーカーが扱っている商品で、本規約に同意した販売店が画像提供を受けている商品を対象とする。

② 商品画像

メーカーが自社商品を販売するために撮影または作成した写真やCGのデジタルデータ画像で、別途の項で示す条件を満たしたものを指す。基本的にメーカーが用意し供給する。

③ メーカー

本規約に同意し JCSSA に登録した、JCSSA 賛助会員を始めとする製造事業者（OEM 及び輸入を含む）及び代理店を指す。

④ 販売店

販売店とはメーカーの商品を販売するものであり、販売店には直接メーカーから仕入れる販売店があり、この販売店を「画像提供販売店」と定義する。これに対し、画像提供販売店から商品を仕入れる販売店を「画像被提供販売店」と定義し、両者をまとめて「販売店」と総称する。

⑤ 画像提供販売店

「画像提供販売店」とは、メーカーから提供を受け商品画像を保有している販売店を指し、本規約に同意し、JCSSA に登録することにより、自社での画像使用及び、以下に定義する「画像被提供販売店」に対して、本規約の遵守を条件とし、商品画像を提供するものと定義する。

⑥ 画像被提供販売店

「画像提供販売店」を仕入先として商品を調達している販売店を指す。本規約に同意し、「画像提供販売店」から本規約の指導を受け、遵守することで商品画像を画像提供販売店経由で使用できる販売店と定義する。

⑦ 加工

「加工」とは、商品画像をウェブサイトに掲載するための、リサイズ、トリミング、注釈入れを意味する。但し、カラーはオリジナルのままを使用することとする。原則はできるだけ加工は行わず、メーカーが提供した画像をそのまま提供するように努力する。必要に迫られて行うトリミング、注釈入れの目的は、顧客が間違いなく商品を選択でき、メーカーや販売店への後日のクレームを減らすために行う。

⑧ リサイズ

「リサイズ」とは、商品画像の縦横比率を変えずに、主として縮小して使用することを意味する。拡大するときは画像劣化させない程度に行う。

⑨ トリミング

「トリミング」とは、商品画像の縦横比率を変えずに、商品の周囲画像をカットして使用することを意味する。但し、商品の中の一部分だけを切り取って使用することはしない。また複数の商品が入っている画像の一部を切り取ったとき、事前に確認が必要とされるメーカーに対しては確認を取る。

- ・ 例1) 複数商品が写った画像から、目的の商品だけを取り出すケース



赤いPCの商品画像として、利用者が理解しやすく適切な画像は、
左右どちらの画像でしょうか。明らかに右の画像です。



このように、やむをえずトリミング作業を行い提供画像を利用することが、利用者にとって得策である場合は、加工を行います。

本来であれば、赤いパソコンだけが写った画像データを提供いただくことが望ましいのですが、どうしても提供いただけない場合は加工の対応となります。

日本電気さまのサイトより利用させていただきました。

<http://www.necdirect.jp/shop/desktop/lavie/dah/161q01.html>



- ・例2) 画像の縦横比を合わせるため、画像を台紙に乗せるケース



⑩ 注釈入れ

「注釈入れ」とは、購入者とのトラブルを防止するため、商品画像に入れる補足説明を追加することを意味する。但し、注釈は商品画像に重ねることはしない。

(例)

- ・例1) 携帯音楽プレーヤー本体に付属品でないケースが写っている場合やパソコン本体のみのモデルにディスプレイが写っている場合、ディスプレイフィルターやキーボードカバーにディスプレイやキーボードと一緒に写っている場合等、該当の商品に含まれない物品が画像に含まれている場合（付属品に関する誤解の防止）
- ・例2) 画像に文字で注釈が入っており、その注釈がないと製品の判断が出来ないか、判読できなくなっている場合（画像サイズ変更による、文字の可読性低下の防止）
- ・例3) 本体に容量が大きく記載されているメモ리카ード等の画像を、違う容量の製品画像として流用する場合
- ・例4) 色違いの製品が、画像に複数写っている場合
- ・例5) ソフトウェア製品のロゴイメージや操作画面イメージしか画像が提供されない場合

※ 画像はパッケージの外観や製品の中身が分かるものが望ましい

⑪ 誤りのある商品画像提供

「誤りのある商品画像提供」とは、単純ミスなどで実際の商品と異なった商品画像が提供されたことを指す。顧客が誤解し、購入後にクレームになってしまうケースがある。

(例)

- ・ドライブ無しなのに画像がドライブ付きだったり、テンキー無しなのに画像にテンキーがあったりするような場合のこと。

3. 規約の条項

① 本規約の適用範囲

本規約は、別段の定めがない限りメーカーが扱っている商品で、メーカーが承認し、販売店が同意・遵守することを条件として、本規約に同意した販売店が、画像提供を受ける商品画像に適用される。

② 本規約でメーカーが承認すること

◆ 商品画像の提供

原則として、商品画像はその商品のメーカーが用意し提供する。但し、メーカーによっては事業部ごとに規約内容を検討するケースがあり、その場合は本規約に同意した事業部の商品から、順次提供される形となることがある。

◆ 画像提供販売店から画像被提供販売店への商品画像データ提供

本規約に記載された目的・および内容に限り、メーカーは画像提供販売店から画像被提供販売店への画像提供を許可するものとする。

◆ 画像に対する加工の許可

本規約に記載された目的・および内容に限り、メーカーは画像提供販売店および画像被提供販売店による画像加工を許可するものとする。

◆ メーカーは商品を販売しなくなった商品画像については商品画像提供を中止できる。

◆ メーカーは本規約に同意したあと、JCSSA ホームページに社名掲載することを了解する。

③ 本規約で「画像提供販売店」が同意・遵守すること

◆ 画像提供の条件

画像提供販売店は、本規約の内容に同意し、遵守する企業、販売店へ画像提供を行い、本規約の内容を指導する。

◆ 画像提供先の確認

画像提供販売店は、本規約に同意したあと、JCSSA ホームページに社名掲載することを了解する。また画像提供販売店は、画像提供に先立ち、画像被提供販売店が JCSSA に登録申請し、本規約の遵守を誓約した連絡を確認してから画像提供を行う。

画像被提供店の一覧ページは一般公開されず、本規約に同意したメーカーのみが提供先を確認するために閲覧できる。

◆ 画像提供販売店は、本規約に記載された目的および内容以外の画像加工および利用を、別途メーカーから許可された場合を除き、行わないものとする。但し本規約に違反する使用が発覚した場合は、自主的に使用を適正化するか、または使用を中止しなければならない。

◆ 画像提供販売店は、メーカーまたは JCSSA から特定の商品画像について提供中止の要請があった場合、これに従わなければならない。

④ 本規約で「画像被提供販売店」が同意・遵守すること

◆ 画像提供の条件

画像被提供販売店は、本規約の内容について画像提供販売店より指導を受け、本規約の内容を遵守する。

◆ 規約に同意して画像を入手する場合は、すでに取引のある画像提供販売店より指示を受け、自らが JCSSA ホームページの画像被提供店申請ページにて、社名、担当者名、電話、メールアドレス、取引している画像提供販売店名（複数）、同意したと見なすチェックなどを入力し登録する。

◆ 画像被提供販売店は、本規約に記載された目的および内容以外の画像加工および利用を、別途メーカーから許可された場合を除き、行わないものとする。但し、本規約に違反する使用が発覚した場合は、メーカーの指示に従い、使用を適正化するか、または使用を中止しなければならない。改善が見られないときは画像提供が受けられなくなることがある。

◆ 画像被提供販売店は、メーカー、JCSSA または画像提供販売店から特定の商品画像について利用中止の要請があった場合、これに従わなければならない。

⑤ 利用範囲

◆ 画像提供販売店および画像被提供販売店において、本規約の対象となる商品画像は、ウェ

ウェブサイト等にて掲載し、販売につながる目的のみで利用するものとする。商品をおとしめる表現に使用したり、また商品販売にマイナスになると判断される使用目的は除外する。

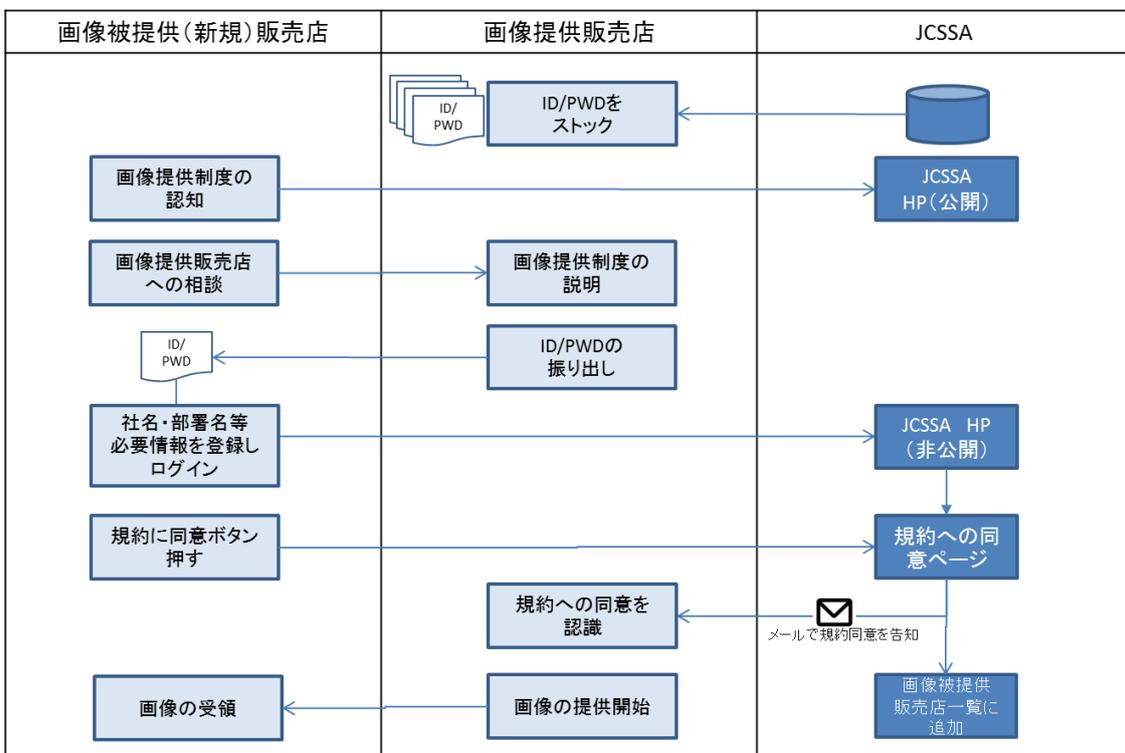
⑥ 使用を許諾された販売店

以下の事業者は、本規約を遵守することにより、メーカーから商品画像の使用を許可される。

- ◆ JCSSA 会員を中心とし、本規約を遵守する同意を行った「画像提供販売店」(JCSSA ホームページに登録) および画像提供販売店に指導を受け、遵守する「画像被提供販売店」(JCSSA ホームページに要登録)

但し上記販売店において、本規約に違反する使用が発覚した場合は、メーカーの指示に従い、使用を適正化するか、あるいは使用を中止しなければならない。改善が見られないときは、画像提供が受けられなくなることがある。

フロー図 画像被提供販売店の商品画像提供申請の流れ



※ 商品画像については、メーカーから提供されている画像提供販売店から、上記の手続きを完了した画像被提供販売店に対して JCSSA を介さず、取引ルートで直接に提供される。

4. 商品画像共用化のための必要事項

① 商品画像データ内容・正確性

本規約がメーカーに希望する提供画像の仕様は、以下の通りとする。

- ◆ 使用目的は、主にネット販売用・ウェブ用、及び提案書での使用とする。
- ◆ 一商品に対して多様な画像が提供されることを希望する。色違いがある商品については各色の画像が提供されることが望ましく、異なるアングルからの画像やパッケージや開けたときなどの画像が提供されることも希望する。
- ◆ 背景色は基本的に白。解像度 72dpi 以上を希望する。

- ◆ 画像は余白が少ないものを希望する。本体画像の70%以上を基準とする。
- ◆ 画像形式はjpg など、カラーモデルはRGB とする。提供の形式がふえることは構わない。
- ◆ 画像データサイズは「縦 1000×横 1000pixel」を希望。(2 辺の合計が 1000pixel 以上)
但し、従来から提供しているデータサイズが変更できない場合は変更しなくてよい。
- ◆ アングルを変えた画像は多い方がよい。3 パターン以上を希望する。(誤注文や問合せが減るため)
- ◆ リサイズ、トリミング、注釈入れという画像の加工をメーカーは許可する。(上記目的)
- ◆ 各メーカーのロゴは本規約の範囲に含めないこととする。但し、パッケージがなく製品ロゴを代用する場合、製品ロゴの使用は各メーカーのガイドラインに従う。

商品画像のまとめ一覧表

	項目	仕様	備考
1	解像度	目安：72dpi 以上	ネット販売用、ウェブサイト用に限定する 画像の加工（リサイズ、トリミング、注釈入れ）が可能なこと できるだけ量が欲しい
2	画素数（サイズ）	縦 1000×横 1000 ピクセル希望 (2 辺の合計が 1000 ピクセル以上希望)	
3	枚数	3 パターン以上が望ましい	
4	ファイル形式	JPEG 形式（拡張子「.jpg」） カラーモデル RGB、GIF、PNG、 など	スタート時は EPS は要望しない
5	商品自体	できるかぎり余白が少ない画像	本体が 70%以上
6	背景色	基本的に白または透明が望ましい（目的のある背景は別途相談）	ロゴは対象外とする
7	提供方法	メール送信、または、記録メディア等	メーカー承諾済み Web サイト（画像提供用）から取得も可
8	コピーライト表記	テキスト情報として別途提供する	画像そのものに対しては、コピーライト表記は不要
9	ファイル名	メーカー提供時のファイル名は、各社個別指定	

メーカーは、誤りのない正確な商品画像データを提供するものとし、万一「誤りのある商品画像データ」が提供され、これにより問題を生じた場合には、メーカーと販売店は、信義誠実の原則に従い、協議して解決する。本件は両者ともに、善管注意義務があると認識する。

② メーカーから画像提供販売店への画像提供時期

1. 新製品発表時または発表直後
2. 画像提供販売店からの要請時（既に発売済の商品など）
※利用場面：新規に取り扱うメーカーが発生した際など

⑤ 知的財産権

提供元メーカーの範疇でコントロールできない商標権、著作権、肖像権等知的財産権上の問題が無い画像を提供すること。画像提供販売店および画像被提供販売店は、商標権、著作物、人物等が写っている画像についても、知的財産権は画像提供元であるメーカーに帰属するものとみなし、当該画像を取り扱うこととする。

以上（規約本文）

【今後の方向性】

■ 販売拡大のための要望事項

- ◆ 本規約では、当面ウェブサイトの商品画像の豊富さを目指して、先述の仕様の商品画像を求めている。
- ◆ しかし、将来的には紙媒体に使用できる高解像度の画像も同様に提供が受けられるように本規約を改定することがある。
- ◆ またウェブサイトにおいても、今後は商品をよりわかりやすく選びやすい情報提供を行えるようにするため、説明の必要な商品などは動画での商品紹介データを販売店が求めることもある。但しこの場合、肖像権などに抵触しない動画であることが望まれる。

■ 本規約の普及と運用について

- ◆ 本規約に同意しているメーカーおよび画像提供販売店であるかどうかは、各企業から本規約の同意書が提出された後、JCSSA ホームページで本規約同意企業一覧表を掲示して、確認を迅速化する便宜をはかる。画像被提供販売店が同意した場合は、その販売店が自主的に JCSSA ホームページの画像被提供店申請ページにて、社名、担当者名、電話、メルアド、取引している画像提供販売店名(複数)、同意したと見なすチェックなどを入力し登録する。画像被提供販売店名については公開せず、同意したメーカーと同意した画像提供販売店のみが見られるホームページとする。
- ◆ 本規約に同意したメーカーと画像提供販売店の間では、JCSSA を介することなく、画像提供販売店から必要な商品画像を所有するメーカーに個別に依頼し、商品画像を入手する。

この規約は、平成29年3月1日より JCSSA サイトを通じて運用を開始する予定とする。その後の修正事項は、JCSSA ネット販売委員会にて検討され、理事会手続きを経て修正される。本規約に疑義が生じたときは、事務局を窓口として、ネット販売委員会にて検討する。